

社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第18条第3項に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 会員は、次の種別に属するものをもって構成する。

- (1) 第1種会員 公私社会福祉事業施設・団体
- (2) 第2種会員 地区社会福祉協議会
- (3) 第3種会員 地区民生委員協議会
- (4) 第4種会員 地区保護司会
- (5) 第5種会員 地区町内会連合会
- (6) 第6種会員 障害者等当事者団体
- (7) 第7種会員 ボランティアグループ
- (8) 第8種会員 社会福祉に関係あるその他の団体
- (9) 第9種会員 社会福祉関係等行政機関
- (10) 第10種会員 学識経験者

(入 会)

第3条 第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種、第7種及び第8種会員として入会しようとするときは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 第9種、第10種会員については、会長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。

(会員の権利)

第4条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 各年度予算、決算、事業計画及び報告を受けること。
- (2) 本会の発行する機関紙、パンフレット等を得ること。
- (3) 本会の実施する大会、研修会に参加すること。
- (4) 評議員に選出される資格を有すること。

(会 費)

第5条 会員は、評議員会の定めるところにより、毎年度会費を納めなければ

ならない。

- 2 会費は、別表のとおりとする。
- 3 前第1項及び第2項で定める会費は、年度の中途で入・退会する場合であっても年額とし、月割り計算は行わないものとする。

(退 会)

第6条 会員は、次に掲げる場合には退会したものとする。

- (1) 本人から申し出があった場合。
- (2) 会員たる資格を失った場合。
- (3) 除名されたとき。

(除 名)

第7条 会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨目的に反する行動をしたときは、理事会の議決を経て除名することができる。ただし、この場合理事会の開催日5日前までにその旨を当該会員に文書をもって通知し、且つ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(賛助会員)

第8条 第2条の会員以外の者であって、本会の趣旨目的に賛同するものについては、本会の賛助会員とすることができる。賛助会員に関する細則は、別に定める。

(委 任)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成14年5月21日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年2月27日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

別 表

会 費 一 覧

種 別	内 容	年 会 費
第 1 種会員	公私社会福祉事業施設・団体	入所施設 10,000 円 通所施設 5,000 円 団 体 10,000 円
第 2 種会員	地区社会福祉協議会	50,000 円
第 3 種会員	地区民生委員協議会	1,000 円×人数
第 4 種会員	地区保護司会	1,000 円×人数
第 5 種会員	地区町内会連合会	12 円×世帯数
		各地区町連 10,000 円
第 6 種会員	障害者等当事者団体	2,000 円
第 7 種会員	ボランティアグループ	2,000 円
第 8 種会員	社会福祉に関係あるその他の団体	5,000 円
第 9 種会員	社会福祉関係行政機関	10,000 円
第 10 種会員	学識経験者	2,000 円